

## 議案第 82 号

甲府市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について  
甲府市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 4 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

### 甲府市水道事業給水条例の一部を改正する条例

甲府市水道事業給水条例（平成 9 年 12 月条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項並びに第 29 条第 2 項及び第 3 項中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

第 30 条第 1 項第 1 号中「指定給水装置工事事業者の」の次に「新規の」を加え、同号の次に次の 1 号を加える。

(1)の 2 指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る申請手数料 1 件につき  
6,000 円（ただし、指定の更新に係る指定証再交付の場合 2,500 円）

第 31 条第 2 項中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改め、「1 円未満の端数が生じたときはこれを切り上げ、」を削る。

第 33 条第 1 項中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第 23 条第 1 項及び第 31 条第 2 項の規定にかかわらず、施行日前から供給している水道水の使用で、施行日から令和元年 10 月 31 日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月 31 日後である水道水の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を

前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。
- 4 改正後の条例第29条第2項及び第3項の規定は、施行日以後に給水装置工事の申込みをする者について適用する。

#### 提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、水道事業における消費税及び地方消費税の円滑かつ適正な転嫁を行うとともに、新たに指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る申請手数料を徴収するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。